

平成28年11月9日

木津川市長 河井 規子 様

木津川市廃棄物減量等推進審議会
会 長 郡 島 孝

家庭系ごみ減量施策について（答申）

平成25年12月9日付け、5木ま第382号で諮問のありました標記の件につきまして、慎重かつ活発に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

木津川市では、「木津川市ごみ減量化推進計画『もったいないプラン』（平成25年1月策定）」に基づき、家庭系ごみ減量の取り組みを展開されていますが、市民一人あたりのごみ排出量は横ばいの状態が続いています。このような状況を踏まえて、一層の家庭系ごみ減量を進めるための施策について審議しました。

審議にあたり、まず家庭から排出される可燃ごみの排出量の現状と課題を踏まえ、これまでのごみ減量施策の取組みの強化方針、及び経済的インセンティブによるごみ減量効果をとりとめて、平成27年12月に「中間報告」を致しました。

本審議会では、この「中間報告」並びに経済的インセンティブによるごみ有料化の導入事例などを踏まえて審議を深めた結果、「経費をあまりかけないこれまでのごみ減量施策」からごみ有料化による財源を活用した「原資を必要とするごみ減量施策」によることが、ごみ減量・リサイクルにより有効であることを確認し、別紙「家庭系ごみ減量を更に推進するための対策について」のとおり、取りまとめました。

つきましては、更なるごみ減量・リサイクル施策を実施するために「ごみの有料化」の導入を検討されることを答申します。

今後、「木津川市ごみ減量化推進計画『もったいないプラン』」に掲げる基本理念の実現に向けて、新たな家庭系ごみ減量対策として、ごみの有料化を導入される場合は、別紙「家庭系ごみ減量を更に推進するための対策について」で示した家庭系ごみ有料化導入にあたっての留意点に配慮するとともに、広く市民の理解が得られるよう、その周知・啓発にあたっては、担当部署のみならず、市長以下職員が一丸となって、取り組まれることを望みます。

家庭系ごみ減量を更に推進するための対策について

平成28年11月

木津川市廃棄物減量等推進審議会

目 次

1	はじめに	1
(1)	木津川市における家庭系ごみ減量化の推進方策について	1
①	ごみ減量の基本方針	1
②	家庭系ごみの減量目標	2
(2)	家庭から排出される可燃ごみの排出量の現状と課題	2
2	これまでのごみ減量施策の取り組みの強化	5
(1)	これまでのごみ減量施策の強化の視点	5
(2)	2R活動の推進	6
(3)	生ごみの減量対策の推進	6
(4)	古紙類の分別対策の推進	7
(5)	これまでのごみ減量施策の展開と推進	8
3	家庭系ごみ有料化の基本的なあり方について	10
(1)	家庭系ごみ有料化の意義と目的	10
①	ごみ減量の実践行動へ市民を誘導	10
②	受益に応じたごみ処理費の負担の公平化	10
③	ごみ減量、リサイクル等の施策展開に要する財源の確保	10
④	ごみ焼却による環境負荷の低減	11
(2)	家庭系ごみ有料化導入による減量効果	11
(3)	家庭系ごみ有料化の基本的なあり方	12
①	家庭系ごみ有料化の対象	12
②	手数料の徴収方法	13
③	手数料の料金体系と料金水準	13
(4)	家庭系ごみ有料化導入にあたっての留意点	15
①	家庭系ごみ有料化制度設計上の留意点	15
②	家庭系ごみ有料化導入に伴い懸念されるデメリットへの対応	16
③	その他留意事項	17
4	その他	19
(1)	諮問文	19
(2)	審議会の検討の経過	20
(3)	その他関連事項	20

1 はじめに

木津川市では、廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の答申（平成24年11月29日）を受けて、「木津川市ごみ減量化推進計画（もったいないプラン）」を本市のごみ減量の実践活動の指針として決定し、ごみの発生抑制・再使用・再生利用など、ごみ減量の取組みを積極的に展開されています。

しかしながら、平成37年度における目標値326g／人・日を達成するためのごみ減量が十分に進んでおらず、より一層の減量施策が必要です。

このような状況の下、平成25年12月9日、本審議会に市長から、「もったいないプラン」に示されたごみ減量施策展開状況の確認に加えて、家庭系ごみ減量を更に促進するため、ごみの有料化も含め望ましい減量施策について諮問がなされました。

この諮問を受け、本審議会では幾度も審議を重ねて、昨年12月に審議経過と検討方針を市に中間報告しました。また、市においては「中間報告」に基づき「中間案」を策定しパブリックコメントを実施することにより、ごみ減量の現状と課題について、広く市民に周知するとともに、意見を求められました。

また、ごみの有料化については、有料指定袋制度を導入した京都市の視察などを通じて、ごみの発生抑制と費用負担の公平性を目的とした本制度については、ごみ減量効果に加えて、市民の意識改革及び有料化による財源を活用した環境施策との相乗効果があるなど、様々な有効性が認められました。

この答申は、審議会での慎重かつ活発な意見を踏まえて、本市における家庭系ごみ減量を更に促進するための対策としての提言をとりまとめたものです。

今後、「もったいないプラン」の基本理念の実現に向けて、更にごみ減量に取り組むとともに、新たなごみ減量対策として、家庭系ごみの有料化を導入する場合には、この答申の趣旨を活かして制度設計を検討されるようお願い致します。

木津川市廃棄物減量等推進審議会

（1）木津川市における家庭系ごみ減量化の推進方策について

①ごみ減量の基本方針

本市では、「木津川市ごみ処理基本計画」で定められたごみ減量の取り組むために、具体的かつ効果的に推進するための実践活動の指針として、本審議会の答申に基づき、平成24年11月に「木津川市ごみ減量化推進計画（以下「もったいないプラン」という。）」が策定されました。

この「もったいないプラン」では、「循環型社会の実現」と「環境負荷の低減」をゴミ減量の基本的な視点とし、「『もったいない』の考えが息づき、市民・事業者・行政の協働に基づく、環境負荷の少ない循環型社会の実現」を基本理念として、各種施策の展開を図ることとされています。

②家庭系ごみの減量目標

もったいないプランにおいて、家庭系ごみの減量目標（基準年度：平成21年度、目標年度：平成37年度）を次のとおり、掲げています。

【図表 1-1】

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・可燃ごみ … 30% (134g) を削減し、326g/人・日をめざす。・可燃ごみ以外… 5% (20g) を削減し、311g/人・日をめざす。・リサイクル …リサイクル率40%をめざす。 |
|---|

(2) 家庭から排出される可燃ごみの排出量の現状と課題

本市では、「もったいないプラン」策定後、「もったいないプラン」に掲げた各種のごみ減量施策に基づき、取り組むとともに、「もったいないプラン」において、今後の課題として位置付けた小型家電リサイクル及びごみの抜き去りについて、具体的な対策を検討し、その施策を講じています。

○小型家電リサイクル対策

- ・平成26年4月から、小型家電リサイクル法の施行に併せて、環境省が示す小型家電リサイクル対象品目（主要16品目）について、市内4箇所での拠点回収を開始
- ・平成27年4月から、中間処理場において、ピックアップ回収を開始

○ごみ抜き去り対策

- ・ごみの抜き去り行為を禁止するため、平成26年3月に木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正。
- ・平成26年4月から、木津警察署と連携したパトロールをスタート。

【図表 1-2】

<p>【廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例抜粋】 (収集又は運搬の禁止等) 第14条の2 市及び市長が指定する者以外の者が、一般廃棄物処理計画にお</p>

いて定められた収集方法にて家庭から排出された一般廃棄物を収集又は運搬してはならない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、当該行為を行わないよう命ずることができる。

3 市長は、前項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(罰則)

第27条 第14条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

このように、ごみの減量に取り組んでいるものの、家庭から排出される可燃ごみの現状を見ると、基準年度（平成21年度）と平成27年度における一人1日あたりの排出量を比較した結果、約12gの削減に留まっています。

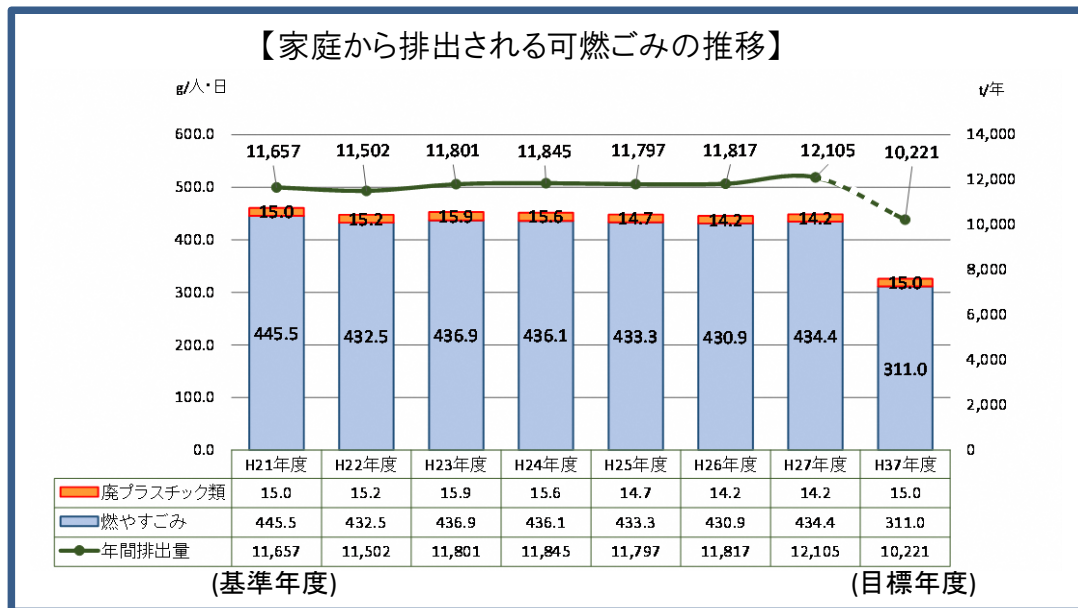
本市の人口推移は、今後も増加傾向が続くと推測されますので、ごみ減量化が進まずに家庭系ごみの一人あたりの排出量が減らない場合、人口の増加に伴って、ごみの総排出量も増加することになります。「もったいないプラン」に掲げたごみの減量目標を達成するためには、更なるごみ減量対策が必要です。

【図表 1-3】

- ・基準年度（平成21年度） … 460.5g/人・日
- ・現 状（平成27年度） … 448.6g/人・日
- ・目標年度（平成37年度） … 326g/人・日

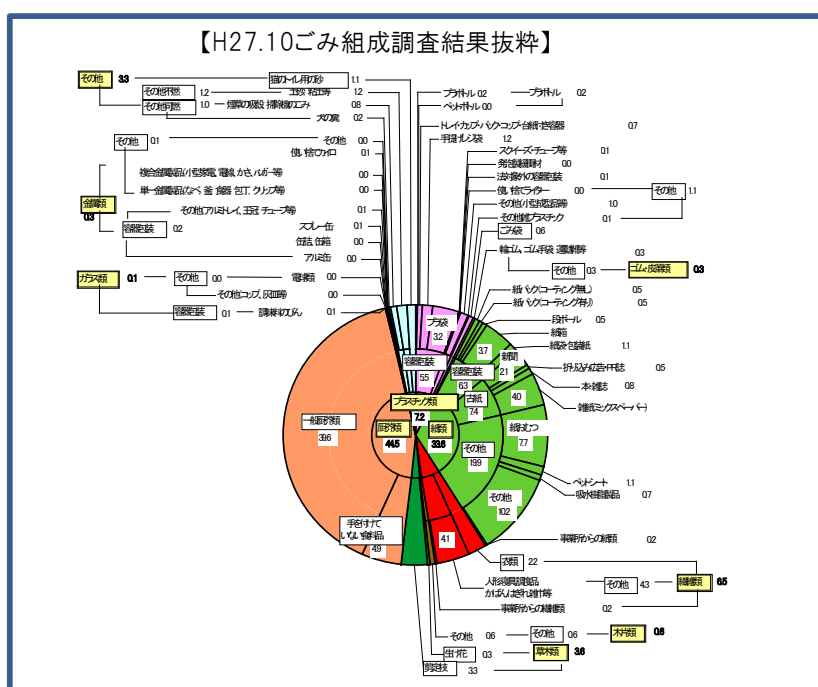
※一人1日あたりの排出量＝各年度の排出量÷9月末人口÷365日

【図表 1-4】



特に、ごみ減量を達成する上で、燃やすごみに多く含まれている雑紙や手付かず食品などの減量が欠かせません。「もったいないプラン」策定後のごみ減量効果の確認を目的に現状の燃やすごみに含まれている雑紙等の割合について、「もったいないプラン」策定時と比較するため、平成27年10月に家庭から排出された燃やすごみの組成調査を行ったところ、雑紙等が依然として多く含まれていることが確認されました。また、手付かず食品などの生ごみの割合もほぼ同じであったことから、ごみ減量を更に進めるためには、2R（リデュース、リユース）の推進とごみ分別の徹底が不可欠であると考えます。

【図表 1-5】



2 これまでのごみ減量施策の取り組みの強化

(1) これまでのごみ減量施策の強化の視点

家庭系から排出される可燃ごみを減らすためには、ごみ組成調査結果から、2R活動、生ごみ対策及び古紙類対策の推進が特に重要です。

これまでのごみ減量施策について、更に効果的に取り組み、これらの活動・対策を推進するためには、次に示す取り組みの視点を参考にし、地域資源の活用や小学校区単位などのモデル地域を設定して、環境教育を通じた取組みを進めるなど様々なシステムの検討が必要であると考えます。

また、市民が自主的かつ継続的に取り組むことができるよう、様々な視点でインセンティブを取り入れるとともに市の市民に対するサポート体制を構築していくことも欠かせません。

○取り組みの視点

【図表 2-1-(1)】

視 点 1	意識啓発などソフト対策
<ul style="list-style-type: none">・実践行動を踏まえた環境教育の推進・取組状況の「見える化」による「環境を守る心」の向上・人づくり、組織作り ～パートナーシップの醸成～・市民全体で減量化を推進するための組織体制の検討	

【図表 2-1-(2)】

視 点 2	生ごみ減量化に向けた施策
<ul style="list-style-type: none">・生ごみ・堆肥を活用した研究所や農業関係者等との連携・給食センター、保育園等での生ごみ削減に向けた実証実験	

【図表 2-1-(3)】

視 点 3	古紙類減量化に向けた施策
<ul style="list-style-type: none">・雑紙・雑誌等古紙類を「燃やすごみ」から分別するための仕組みづくり	

【図表 2-1-(4)】

視 点 4	他部局との政策統合による対策
<ul style="list-style-type: none">・ごみ問題を教育・福祉施策やまちづくり施策との政策統合により、効率的な展開	

(2) 2R活動の推進

2R（Reduce（リデュース：発生抑制）及びReuse（リユース：再使用））を推進するためには、現行のごみ減量施策の継続した取組みを進めるとともに、市民の意識やインセンティブの高揚につながるよう積極的な情報発信や市民の自主的な取組みの推進に向けたシステムづくりを進める必要があります。

具体的には、リサイクル研修ステーションを活用した環境教育や教育委員会と連携して、「ゲーム感覚」を取り入れるなどし、小学生の「環境を守る心」の向上につながる実践活動を進め、更に小学生のみならず市全体にわたる住民、企業のごみ減量に対する「気づき」の促進に向けた対策を講じる必要があります。

また、広報やソフト対策を強化して、ごみの発生源に繋がる「もの」の買物時の視点から変えていくなどの上流対策（プレサイクル）も必要です。

【図表 2-2】

Reduce(リデュース：発生抑制)及びReuse(リユース：再使用)の推進	
○発生抑制(リデュース)	
①「手付かず食品」の削減に向けた啓発を強化	
②情報発信ツールの有効活用	
○再使用(リユース)	
①イベント・市民活動・会議等でのリユース食器等再使用システムの検討	
②生ごみ処理容器のレンタルサービスの検討	

(3) 生ごみの減量対策の推進

生ごみの減量対策を推進するためには、家庭用生ごみ処理容器の普及を図るために補助制度の活用を更に促進するとともに、「廃棄物減量等推進員の会」による「ぎゅっとひと絞り運動」と連携を図るなどして、生ごみの水切りを普及することが求められます。なお、家庭用生ごみ処理容器については、地球温暖化の観点からもバイオ式を普及するよう、対策を講じる必要があります。

【図表 2-3】

生ごみ対策-推進策 1 生ごみ処理容器の普及促進	
・資源有効利用設備設置費補助制度による購入補助	
※平成27年4月1日から、「電気式」生ごみ処理容器の補助を廃止し、バイオ式生ごみ処理容器の普及を促進	
・バイオ式（堆肥型、消滅型生ごみ処理容器）の周知・PR	
・「EM容器」「コンポスト容器」等、電気を使わないバイオ式の生ごみ処理容器を推奨し、リサイクル研修ステーションでの実証実験展示や講習会、モニター制度の実施	
・給食センター等の厨芥ごみ減量実証実験・実践行動を踏まえた環境教育の推進	

【図表 2-4】

生ごみ対策-推進策 2 エコスクールをモデル校とした給食残渣「ゼロ」作戦

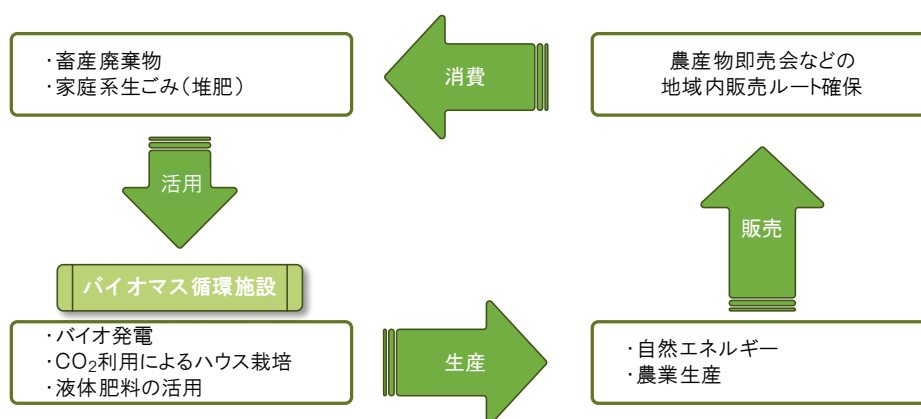
- ・生ごみ処理容器を設置し、給食残渣の完全リサイクルの実施
- ・生ごみ堆肥を活用した学校農園の活用
- ・生ごみリサイクルを通じた食育教育の実施

【図表 2-5】

生ごみ対策-推進策 3 京都大学とのコラボレーションの検討

- ・廃棄物系バイオマスを活用した京都大学大学院農学研究科附属農場との連携についての検討

地域連携によるゼロエミッション型循環システムのイメージ(案)

**(4) 古紙類の分別対策の推進**

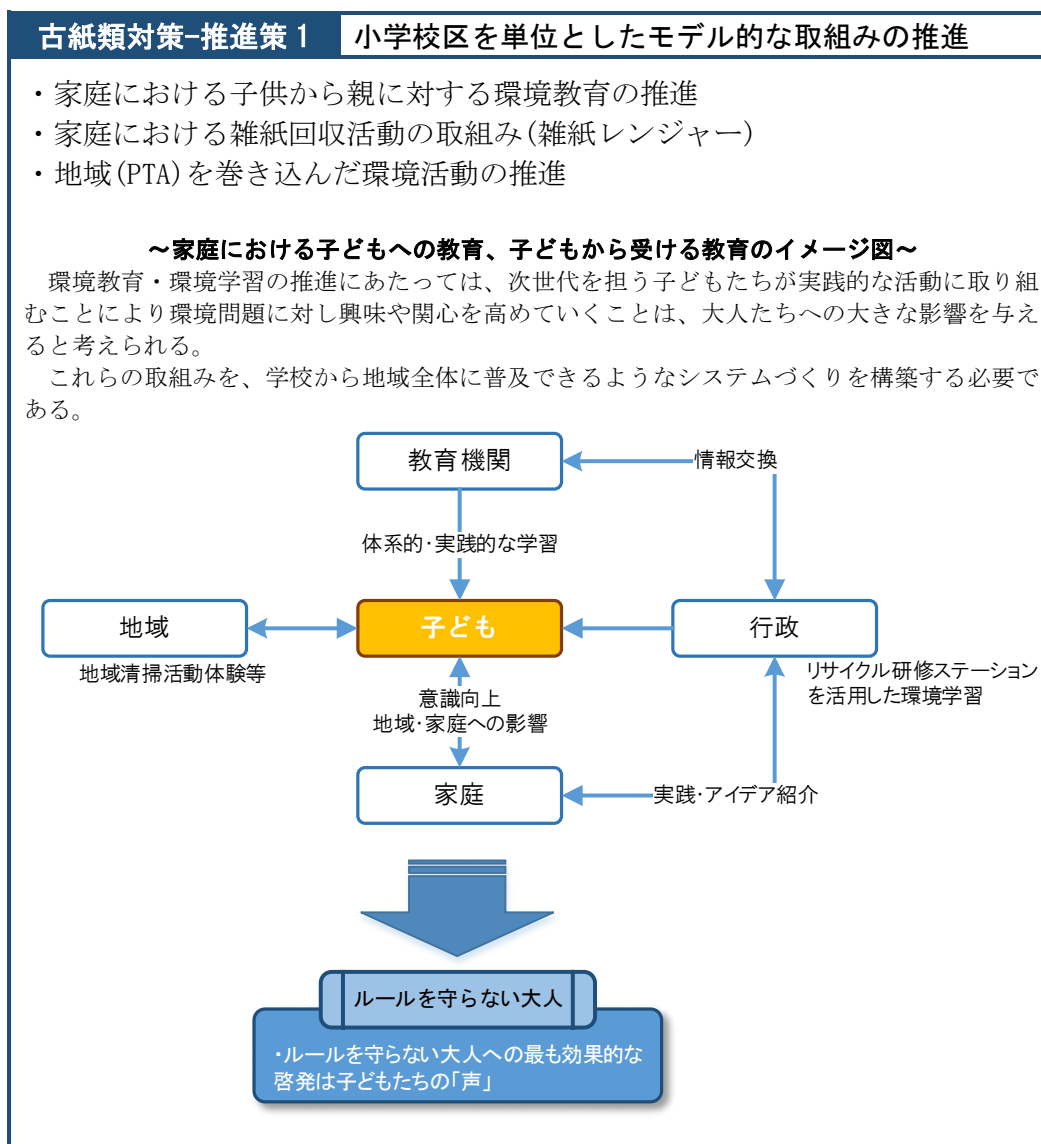
古紙類については、これまでから自治会などの市民団体による集団回収に取り組んでいます。また、市では、集団回収に取り組んだ市民団体に対して、そのインセンティブとして、収集量に応じて補助金を交付しています。集団回収に取り組む団体数はほぼ横ばいですが、近年のインターネットの普及などによる紙類の減少などの影響から、集団回収による古紙類の回収量は、減少傾向がみられます。その一方で、家庭から排出される燃やすごみの中には、依然として雑紙類が多く含まれていることから、雑紙類の分別対策などを進めて、更なる古紙類の回収に努めることが求められます。

古紙類等集団回収事業補助金実績

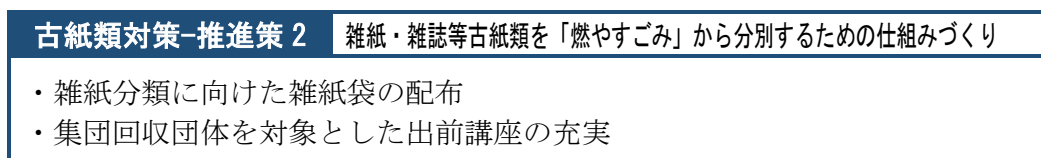
【図表 2-6】

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
団 体 数	154 団体	156 団体	155 団体	156 団体
年間回収量	2,777t	2,705t	2,577t	2,433t
補助金総額	13,885 千円	13,525 千円	12,885 千円	12,164 千円

【図表 2-7】



【図表 2-8】



(5) これまでのごみ減量施策の展開と推進

ごみ減量を推進するためには、上記のことを踏まえ、「もったいないプラン」で示した16施策の推進はもとより、本答申で示した新たな推進施策について、毎年、P

DCAサイクルによる継続的な検証・改善を図るとともに、「もったいないプラン」の計画期間の中間である平成32年において、必要に応じて、「もったいないプラン」の点検・見直しをすることが必要です。

ごみ減量の新たな推進施策の展開スケジュール

【図表 2-9】

	項目	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度 (中間見直し年度)	H37年度施策目標						
発生抑制 (Reduce)	手付かず食品削減に向けた意識啓発	啓発媒体を工夫しながら継続実施					施策の点検・改善に基づく計画見直し	燃やすごみの排出量 375g (H21年度比 ▲134g) うち ・手付かず食品 4g (H21年度比 ▲27g) ・一般厨芥類 170g (H21年度比 ▲22g) ・プラスチック製容器包装類 0g (H21年度比 ▲31g)						
	情報発信ツールの有効活用	啓発ツールを構築しながら継続実施												
再使用 (Reuse)	リユース食器等再使用システムの検討	課題の洗出し、施策検討	試行						施策の点検・改善に基づく計画見直し	燃やすごみの排出量 375g (H21年度比 ▲134g) うち ・手付かず食品 4g (H21年度比 ▲27g) ・一般厨芥類 170g (H21年度比 ▲22g) ・プラスチック製容器包装類 0g (H21年度比 ▲31g)				
	生ごみ処理容器レンタルサービスの検討	課題の洗出し	施策の改善を図りながら継続実施											
生ごみ対策	資源有効利用設備設置費補助制度の充実	施策の改善を図りながら継続実施									施策の点検・改善に基づく計画見直し	燃やすごみの排出量 375g (H21年度比 ▲134g) うち ・手付かず食品 4g (H21年度比 ▲27g) ・一般厨芥類 170g (H21年度比 ▲22g) ・プラスチック製容器包装類 0g (H21年度比 ▲31g)		
	堆肥型、消滅型生ごみ処理容器の周知・PR	施策の改善を図りながら継続実施												
	生ごみ処理容器講習会・モニター制度	年5回講習会	参加者によるネットワーク形成により、地域交流の輪を拡充										・人づくり、ネットワーク形成	
	給食センター等厨芥ごみ減量実証実験	実証実験(2センター)	全センターを対象に順次、拡充											・市内13小学校による実施
	エコスクールをモデル校とした給食残渣「ゼロ」作戦	モデル事業(1校)	全小学校を対象に順次、拡充											
	京都大学とのコラボレーションの検討	課題の洗出し、協議・検討	施設整備 施行準備	試行										
古紙類対策	小学校区を単位としたモデル事業の推進	モデル事業(1校)	全小学校を対象に順次、拡充				・市内13小学校による実施							
	雑紙・雑誌等古紙類を「燃やすごみ」から分離するためのシステムづくり	雑紙分類に向けた周知啓発(出前講座、雑紙袋配布など)						・古紙類等 11%/13%減量						

3 家庭系ごみ有料化の基本的なあり方について

家庭系ごみの減量は、「もったいないプラン」の基本理念の実現にあたり、単にごみを減らすということだけでなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型から環境に配慮したライフスタイルに転換するという大変重要な取り組みです。

家庭系の可燃ごみの排出量については、“1（2）家庭から排出される可燃ごみの排出量の現状と課題”で記述したとおり、「もったいないプラン」に基づき、ごみ減量に取り組んでいるにも関わらず、ほとんどごみ減量が進んでいません。

このため、従来の家庭系ごみ減量対策の強化・推進に加えて、経済的インセンティブの効果を活用した家庭系ごみ有料化を導入することが適当であると考えます。

また、ごみ有料化で得られた手数料を財源とした「原資」を伴う施策の実施により、「二重配当」を得ることが可能となります。

（1）家庭系ごみ有料化の意義と目的

①ごみ減量の実践行動へ市民を誘導

すべての市民が「もの」を大切にすることが“カッコいい”というライフスタイルやごみの分別・徹底した資源ごみの有効活用の推進が楽しい等の“もったいない”精神に根ざした環境意識を向上させ、すべての市民がごみ減量に関心を持ち、実践行動に取り組むことが必要です。

家庭系ごみの有料化により、これまで税のみで賄われていたごみ処理費用の一部を直接負担することで、経済的インセンティブが働き、3R推進・ごみの排出抑制など、市民のごみ減量に向けた実践行動を更に促すことが期待できます。

②受益に応じたごみ処理費の負担の公平化

ごみ処理費を税による負担だけで賄う場合、ごみ排出量の多少に関係なく、各家庭で同様に負担することになります。ごみ有料化により、受益（排出量）に応じた負担を求めることで、ごみ排出量と排出者の負担に関係性を持たせて、負担の公平化を図れます。

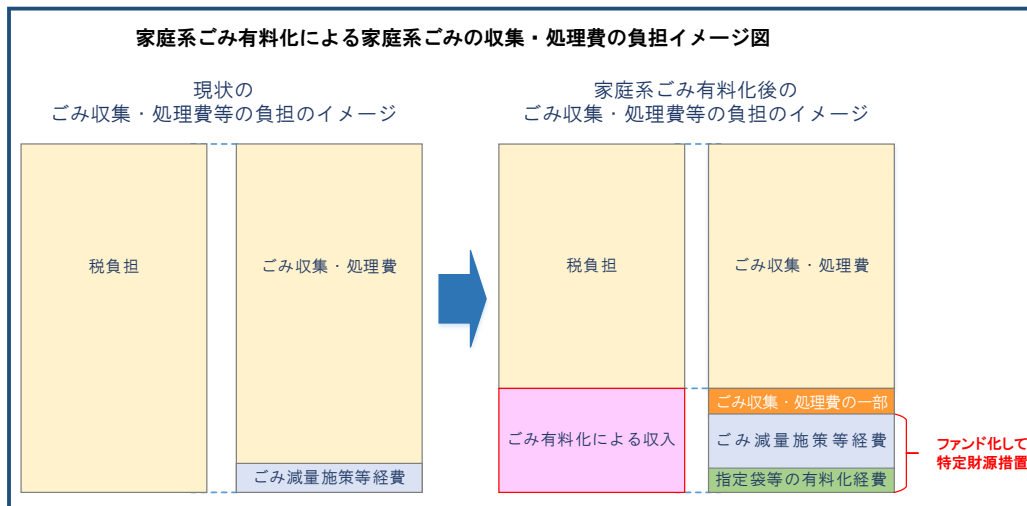
市民のごみ処理費用に対する意識が向上してごみ減量化が更に進むことにより、社会的利益の増加（ごみ処理経費の軽減）が期待できます。

③ごみ減量、リサイクル等の施策展開に要する財源の確保

ごみ有料化により得られた収入の一部をごみ減量・リサイクル等の3R施策展開

のための財源として活用することで、更なるごみの減量・資源ごみの有効活用等の推進が期待できます。

【図表 3-1】



※上記図表のイメージは、実際の税負担とごみ有料化による収入割合等によるものではありません。

④ごみ焼却による環境負荷の低減

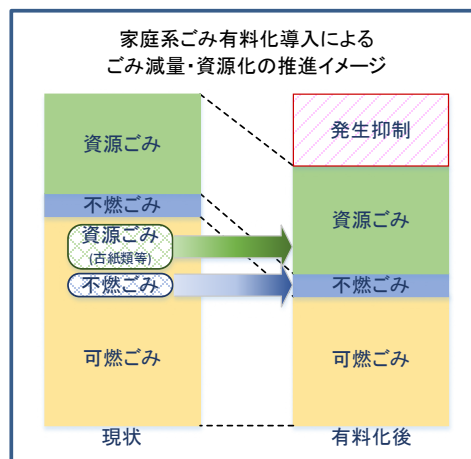
老朽化が進む打越台環境センターに代わる新たなごみ処理施設“環境の森センター・きづがわ”の完成が平成 30 年 9 月末に予定されています。

“環境の森センター・きづがわ”の整備に際しては、最新かつ信頼できる焼却技術を導入することで、環境基準より厳しい排ガス抑制に努める計画ですが、家庭系ごみ有料化による可燃ごみの減量化により、ごみ収集運搬車両台数の減少及び更なる環境負荷の低減が図られます。

(2) 家庭系ごみ有料化導入による減量効果

環境省が平成 17 年度から平成 19 年度に家庭系一般廃棄物の有料化を実施した自治体 (N=54) を対象に有料化前と有料化後 3 年目の可燃ごみの収集量を比較した結果、ほとんどの自治体で減少したとの結果でした。平均すると約 20%のごみ減量が達成されたこととなります。また、本審議会において平成 27 年 10 月に視察を行った京都市の事例 (平成 18 年度家庭系ごみ有料化導入) では、有料化導入後、可燃ごみについて、約 28%

【図表 3-2】

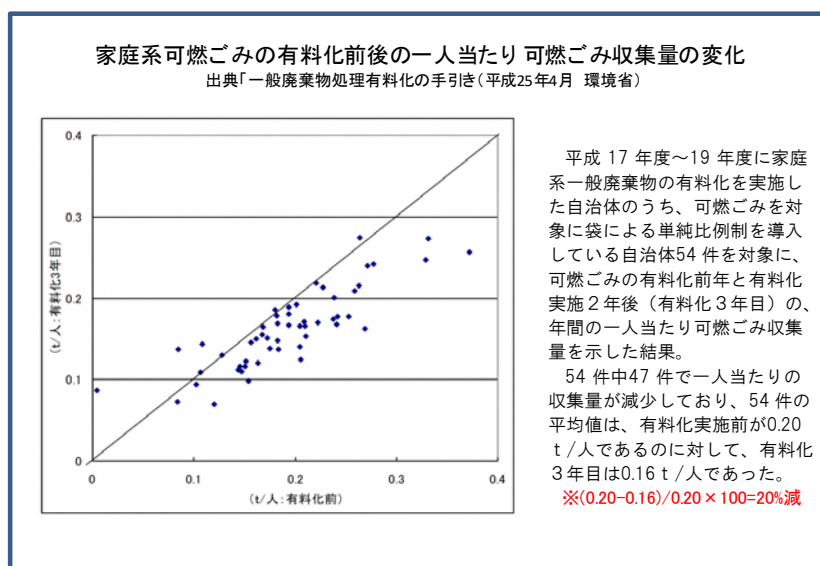


の減量が達成され

[図表 3-3]

ており、経済的インセンティブによる排出抑制の効果が認められました。

なお、京都市においては、資源ごみの有料化についても、可燃ごみの有料化と同時に導入するほか、平成27年10月から「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を改正し、「(愛称)



しまつのこころ条例」として、紙ごみをはじめリサイクルできるものの分別・義務化等、なるべくごみを出さないライフスタイルの実践とごみ半減をめざすなど、2Rの取り組みの充実を図られています。

一方、有料化によるごみ減量効果の継続性について、指定ごみ袋への詰め込み行為や市民の慣れによるリバウンド現象等により、経年により、次第に減量効果が薄れることが懸念されます。このようなリバウンド現象等の対策についても、将来的な検討事項と考えます。

(3) 家庭系ごみ有料化の基本的なあり方

①家庭系ごみ有料化の対象

”もったいないプラン”の作成において実施した燃やすごみの組成調査結果から、燃やすごみとして排出されるごみの中に、古紙類等の資源ごみが多く含まれていました。このため、“もったいないプラン”では、家庭系ごみの減量化を実現するためには、“発生抑制”及び“可燃ごみと資源ごみの分別”を徹底することが重要であると位置づけています。

家庭系ごみ有料化の手数料の設定にあたり、経済的インセンティブが有効に働くことを考慮すると、市民に一定の経済負担が生じます。このため、本市の家庭系ごみ有料化に際しては、市民によるごみ分別の徹底と経済的負担の軽減に配慮して、まずは、可燃ごみ(現在収集区分:燃やすごみ、ビニール・プラスチック類(廃プラスチック類))を有料化の対象とし、可燃ごみ以外(燃やさないごみ、ビニール・

プラスチック容器包装等の資源ごみなど)は、当分の間、無料とすることが適切と考えます。なお、京都市の事例のように、資源ごみを含み、総ごみ量の発生抑制を図るためには、資源ごみについても、有料化による経済的インセンティブによる効果が期待されます。また、京田辺市においては、平成28年10月1日から、家庭系ごみのうち粗大ごみの有料化が導入されました。

本市において家庭系の可燃ごみ以外のごみの有料化については、ごみ有料化導入後におけるごみ排出量の状況や分別状況を踏まえるとともに、近隣自治体におけるごみ有料化の導入状況とその効果について引き続き調査して、判断することが必要であることから、今後の検討課題と考えます。

②手数料の徴収方法

家庭系ごみ有料化による手数料の徴収方法は、指定ごみ袋方式、又はごみ袋に添付するシール方式が一般的です。全国的に見ると、ほとんどの自治体において、手数料を上乗せした自治体指定ごみ袋を販売する方式を採用しています。

また、指定ごみ袋方式とシール方式を併用する場合は、粗大ごみ等の指定ごみ袋に入らないごみに対してシールを用いている場合が多く見られます。

本市における家庭系の可燃ごみ有料化にあたり、その手数料の徴収方法は、定期収集においては指定ごみ袋方式、直接持ち込みの場合はその時に重量に応じて料金を徴収する方法が適切であると考えます。

なお、燃やすごみとして収集しているごみのうち、指定ごみ袋に入りきらない可燃ごみ、及び今後家庭系ごみの対象範囲を見直した場合における収集や手数料の徴収方法について整理することが必要です。

③手数料の料金体系と料金水準

(ア) 料金体系

手数料の料金体系については、排出されるごみ量に応じて手数料を負担する単純比例型を基本とする方式が簡便で市民に分かりやすいと考えます。

なお、ごみ袋のダウンサイジング誘導のために、多くのごみを一度に排出する

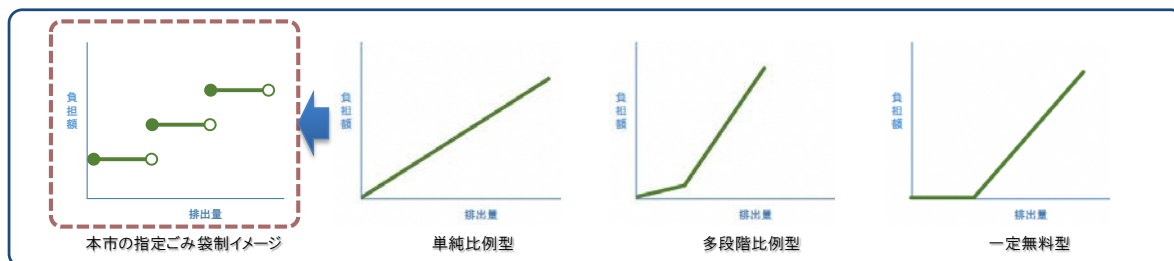
[図表 3-4]

徴収方法 手数料体系	指定ごみ袋(うちシールとの併用)	シール	直接持ち込み	その他
排出量単純比例型	474(31)	11	210	22
上記以外	57(4)	11	114	25
総計	531(35)	22	324	47

※環境省「廃棄物・リサイクル分野における3R・低炭素化の推進に係わるアンケート調査」(H23実施)に基づき作成。

ことにつながる大型ごみ袋については作成しないなど、ごみ袋の大きさ等に留意することが大切です。

[図表 3-5]



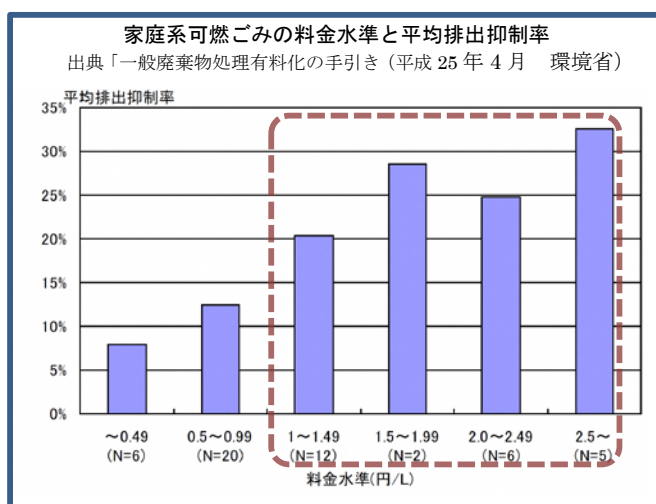
(イ) 料金水準

[図表 3-6]

全国的には1リットルあたり1円以上の単価になると、平均20%以上の排出抑制が働く傾向が認められます。

特に1リットルあたり1.5円以上の単価では、より明確に経済的インセンティブの効果が認められます。

また、近隣市町の事例では、ごみ処理経費に対する手数料収入の割合は、概ね15%から30%となっています。



[図表 3-7]

市民の受容性を無視した料金水準では、不法投棄・不適正排出を招くことが懸念されます。このため、京都府域・奈良県域の近隣自治体の手数料水準にも考慮して、経済的インセンティブによる減量効果を検討することが求められます。

【近隣自治体の料金水準】

- ・京都市 …1.0円/L
- ・福知山市…0.9円/L
- ・相楽東部(3町村)…0.7円/L
- ・南丹市 …1.7円/L
- ・生駒市 …1.0円/L
- ・奈良市(答申)…1.0円/Lが適当

(4) 家庭系ごみ有料化導入にあたっての留意点

①家庭系ごみ有料化制度設計上の留意点

(ア) 市民の理解を得るための対策

家庭系ごみ有料化は、市民の日常生活に関わる施策であるとともに、ごみ減量化及び資源ごみのリサイクル推進など、循環型社会を更に推進するための施策であることの市民理解を得ることが大切です。

また、家庭系ごみ有料化は、市民に経済的負担を求めることから、きめ細やかな市民説明会の開催や広報・ホームページによる周知等により、家庭系ごみ有料化の意義・効果・制度を分かりやすく説明するなど、市は一丸となって市民の理解と協力を得られるよう努めることが必要であると考えます。

(イ) 手数料の使途

家庭系ごみ有料化による手数料の収益と使途の透明性の確保することが重要です。

[図表 3-8]

なお、家庭系ごみ有料化による手数料収益をファンド化（基金）することによって、更なる3R施策等の環境施策を推進するための特定財源とし、税の二重取りでなく、ごみ減量のための投資としての意義を明確化することも必要であると考えます。

(ウ) 家庭系ごみ有料化制度の評価と見直し

家庭系ごみ有料化によるごみ減量効果が見られるかどうかを評価するために、家庭系ごみ有料化制度の導入後においては、その実施状況

及び効果を毎年点検して、制度・施策について、必要に応じて改善をすることが大切です。また、この事後評価結果を踏まえて、資源ごみ、粗大ごみなどの家庭系ごみの有料化の必要性についても、検討することが必要です。

【家庭系ごみ有料化による手数料収益見込】

(条件)

- ・可燃ごみの減量化率…H27年度排出量原単位に対して20%減
- ・見かけ比重…0.18kg/L
(40Lごみ袋に7.2kgのごみが排出)
- ・40Lごみ袋販売単価…60円/枚 (@1.5円/L) × 1.08 = 64円/枚
- ・ごみ袋の作成経費…@8円/枚
- ・ごみ袋の販売手数料…@2円/枚

(試算)

- ①ごみ袋販売収入 (40Lごみ袋に換算)
 $12,111,550\text{kg (H27可燃ごみ総量)} \times 0.8 \div 7.2\text{kg/枚} \approx 1,345,700\text{枚}$
 $1,345,700\text{枚} \times 64\text{円/枚} \approx 86,124\text{千円}$
- ②ごみ袋販売経費
 $1,345,700\text{枚} \times \{(8+2) \times 1.08\} \approx 14,534\text{千円}$
- ③手数料収益見込額 $\approx 71,500\text{千円 (①-②)}$

(参考：可燃ごみ処理費に対する比率)

- ・可燃ごみ処分費見込額…約400,000千円
- ・可燃ごみ収集費見込額…約260,000千円
- ・可燃ごみ処理費に対する比率
 $71,500\text{千円} \div 660,000\text{千円} \times 100 \approx 11\%$

【点検項目の例】

- ・排出抑制の効果・・・可燃ごみの排出量（総量及び一人1日あたり）
- ・再生利用の効果・・・古紙類の排出量、資源ごみの排出量、リサイクル率
- ・住民意識、不適正排出状況・・・ごみ組成調査の実施による分別状況
- ・不法投棄の防止・・・可燃ごみの不法投棄件数、不法投棄箇所の傾向
- ・手数料の用途・・・ごみ処理費、環境施策への活用状況・効果

②家庭系ごみ有料化導入に伴い懸念されるデメリットへの対応

(ア) 子育て世帯、高齢者世帯、ボランティア活動等に対する社会的配慮

紙おむつを使用している子育て・高齢者・要介護者等の世帯においては、紙おむつの排出量を減らすことが困難です。このような世帯に対して、関係課との調整し、一定枚数の指定ごみ袋の無料配布等の福祉政策面の配慮・対策を講じるなどの配慮が求められます。

[図表 3-9]

また、アダプトプログラムや地域での清掃活動などの公共用地を対象としたボランティア清掃や、市が実施主体又は後援するイベント等において収集された可燃ごみについて、ボランティア専用のごみ袋の無料配布、又は直接回収など、市民活動への配慮について検討することも必要であると考えます。

【京都府域における有料ごみの社会的配慮例】

	紙おむつ世帯	生活保護世帯	地域清掃
京都市	○ 乳児、紙おむつ助成世帯		○
福知山市	—		○
舞鶴市	○ 乳児、高齢者世帯		○
宮津市	○ 乳児、要介護、上・下肢・体幹機能障害		○
綾部市	—		○
京丹後市	—	○ 自己搬入	○
南丹市	—		○

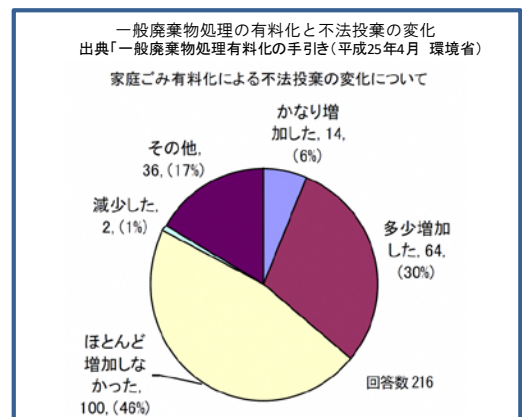
(イ) 不法投棄、不適正排出等の対応

家庭系ごみ有料化後、ごみが空地や道路・公園へ不法投棄されることが懸念されます。

また、ごみが不法投棄されると、心理的にその場所に不法投棄が更に起こりやすいと言われてしています。このため、引き続き不法投棄パトロールの強化や不法投棄防止・罰則の周知等の不法投棄対策に取り組むことが必要です。

指定された有料ごみ袋以外での排出や有料

[図表 3-10]



化されていない他の分別ごみに可燃ごみが混入して排出されることが懸念されます。情報不足による勘違いがないよう、市民への周知を徹底するとともに、拠点回収場所において、収集時における指導員配置等の配慮が必要と考えます。

加えて、水銀・鉛等の有害ごみが可燃ごみに混入しないよう有害ごみ収集の強化を図ることも大切です。

(ウ) リバウンド等対策

可燃ごみの有料化後、ごみ排出量がリバウンドして元に戻らないよう、経済的インセンティブを活用して、指定ごみ袋のダウンサイジングの誘導を図るとともに、(仮称)ごみ家計簿の推奨やごみ減量実践例コンテスト等によるごみ減量・リバウンド防止のためのソフト面の対策などについて、取り組むことが必要です。

また、燃やすごみとして排出されているごみの中に雑紙を含む古紙類が、依然として多く含まれていることから、家庭系の可燃ごみの有料化に併せて、分別回収の充実やその他資源ごみのリサイクル・リユース対策の改善の検討も必要です。

③その他留意事項

(ア) 可燃ごみの排出区分、収集方法の見直し

可燃ごみのうち、廃プラスチック類(ビニール・プラスチック容器包装以外のビニール・プラスチック類)は、現在、燃やすごみと分けて収集していますが、家庭系ごみ有料化や“環境の森センター・きづがわ”の稼働に併せて、廃プラスチック類についても焼却処分することから、収集区分を検討する場合、ビニール・プラスチック容器包装の分別がおろそかになり、ビニール・プラスチック容器包装が可燃ごみに混入して、可燃ごみが増加しないよう周知することも必要です。

また、燃やすごみとして収集しているごみの中に古紙類が多く含まれていることから、古紙類の集団回収の推進及び分別回収など、古紙類を資源ごみとして排出しやすくするための収集方法の充実・見直しも必要であると考えます。

なお、燃やすごみのうち、指定ごみ袋に入りきらない布団等のかさばるごみの排出区分・収集方法及び手数料徴収方法については、別途、検討することが必要です。

(イ) 直接搬入する家庭系可燃ごみ、及び剪定枝等の取り扱い

市が行う定期ごみ収集でなく、市民が直接、持込む場合、現在、その費用を全額負担し、市民に対しては減免（無料）対応をしていますが、今後は、その重量に応じて、相楽郡西部塵埃処理組合が定めるごみ処理手数料（@26 円/kg、ただし量は@35 円/kg）を市民に支払うことを求めることとし、この場合は、有料ごみ指定袋でなくこれまでどおり、透明・半透明ごみ袋、又はごみ袋なしによることとすることが適当であると考えます。なお、剪定枝・草については、都市緑化の一面もあり家庭系ごみ有料化の対象にしていない例も見受けられますが、特段、減免する必要はないと考えます。

(ウ) 事業系ごみとして収集している集合住宅の家庭系ごみの取り扱い

集合住宅の家庭系ごみの中には、集合住宅の管理会社はその事業の一環として、収集している場合があります。この場合、集合住宅の管理会社が事業系ごみとして、直接ごみ焼却施設に搬入し、その重量に応じて、相楽郡西部塵埃処理組合にごみ処理手数料(@28 円/kg)を支払っていますので、従来どおり、透明ごみ袋による排出を認める等の対応が必要であると考えます。ただし、通常の住宅でのごみが集合住宅のごみに混入されないようにすることが必要です。

(エ) 有料指定ごみ袋の製造・販売方法

有料指定ごみ袋の製造に際しては、市民の排出実態やダウンサイジングへの誘導等を考慮し、容量の異なる複数のサイズのごみ袋を製造することが必要です。

また、市民の皆さんが、有料指定ごみ袋を購入しやすくするため、有料指定ごみ袋を取り扱う小売店等の指定にあたっては、公平性・便利さに留意するとともに、指定する小売店の配置等に十分配慮することが必要です。特に、小売店が集落から離れている中山間地域等の販売方法など、地域の実情に応じた配慮も必要です。

4 その他

(1) 諮問文

5 木ま第382号
平成25年12月9日

木津川市廃棄物減量等推進審議会
会長 郡 島 孝 様

木津川市長 河井 規子

家庭系ごみ減量施策について（諮問）

木津川市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成19年規則第98号）第4条の規定により、次の事項について諮問します。

記

1 諮問事項

家庭系ごみ減量施策について

2 諮問理由

平成24年11月29日に貴審議会の答申を受けて、「木津川市ごみ減量化推進計画（もったいないプラン）」を本市のごみ減量の実践活動の指針として決定し、ごみの発生抑制・再使用・再生利用など、ごみ減量の取り組みを展開していますが、市民一人あたりのごみの排出量は横ばいの状態が続いています。一方、人口傾向を見ると、今後も増加することが推測され、更なるごみ減量化を進めて、ごみの総排出量の削減を図ることが課題となっています。

このため、ものを大切に生活様式など環境に配慮したライフスタイルを推進することなどにより、市民のごみ減量に対する意識啓発に努め、具体的なごみ減量行動を促進するとともに、市民の間における費用負担の公平性を確保する観点から、今後の家庭系ごみ減量施策について、検討することが必要であると考えます。

つきましては、本市における家庭系ごみ減量施策を更に促進するため、ごみの有料化も含め望ましい減量施策の検討につきまして、ご審議いただきたく、諮問いたします。

(2) 審議会の検討の経過

	開催年月日	主な内容
第 1 回	平成 25 年 12 月 9 日	1 委員委嘱 2 会長、副会長の選出 3 諮問 4 木津川市のごみ現状と課題
第 2 回	平成 26 年 3 月 28 日	1 今後のごみ減量施策のあり方
第 3 回	平成 26 年 7 月 7 日	1 リサイクルステーションの役割・実績・課題 2 廃棄物減量等推進の会との更なる連携 3 ごみ減量を進めるためのインセンティブの導入
第 4 回	平成 26 年 10 月 20 日	1 生ごみ・たい肥を活用した農業関係者との連携 2 インセンティブを活用した持続可能なごみ減量化の推進
第 5 回	平成 27 年 2 月 13 日	1 更なるインセンティブを付与した効果的な取組みの推進
第 6 回	平成 27 年 5 月 18 日	1 2R 関連施策の充実について 2 更なる減量化を目指し有料化の導入を含めた検討
第 7 回	平成 27 年 7 月 27 日	1 更なる減量化を目指し有料化の導入を含めた検討 2 中間報告(案)の検討
第 8 回	平成 27 年 10 月 6 日	1 京都市のごみ減量の取組み(視察)
第 9 回	平成 27 年 12 月 16 日	1 木津川市のごみ処理の現状 2 ごみ減量手段としての有料化の必要性
第 10 回	平成 28 年 5 月 18 日	1 パブリックコメントの結果報告 2 家庭系ごみ処理の有料化の効果と必要性
第 11 回	平成 28 年 7 月 19 日	1 家庭系ごみ有料化の基本的なあり方

(3) その他関連事項

年月日	主な内容
平成 27 年 10 月 9 日	ごみ組成調査
平成 27 年 12 月 16 日	家庭系ごみ減量施策について(中間報告)
平成 28 年 3 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで	家庭系ごみ減量施策について(中間案) パブリックコメントの実施(意見 13 件)